

## 重要事項説明書 (I型介護医療院)

介護医療院施設サービスの提供に当たり、厚生労働省令第5号（平成30年1月18日）に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次の通りです。

### 1. 事業者

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 名称    | 和 同 会               |
| 所在地   | 山口県宇部市西岐波区岩上229番地の3 |
| 法人種別  | 医療法人                |
| 代表者職名 | 理事長 高橋 幹治           |

### 2. ご利用の事業所

|          |  |
|----------|--|
| 名称       | 医療法人和同会 宇部西リハビリテーション病院介護医療院                  |
| 所在地      | 山口県宇部市大字沖ノ旦797番地                             |
| 管理者の氏名   | 梶原 浩司  |
| 電話・FAX番号 | Tel (0836) 45-2111 (代表) ・ Fax (0836) 45-2123 |
| 指定事業所番号  | 35B0200035                                   |

### 3. 事業の目的と運営の方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 介護保険法の目的及び基本理念に基づき、利用者の皆様が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。   |
| 運営の方針 | <p>① 長期にわたる療養を必要とする要介護者の方に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・その他のお世話、及び、機能訓練その他必要な医療を適切に提供するよう努めます。</p> <p>② 利用者さんの意志及び人格を尊重し、常に利用者さんの立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>③ 事業の実施に当たっては、地域やご家族との連携を重視し、関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。</p> |

### 4. 秘密保持

|      |  |
|------|--|
| 秘密保持 | 療養サービスを提供する上で知り得た、利用者及びご家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。サービス提供者会議等において、利用者及びそのご家族に係る個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者に提供する場合は、必ず関係者の同意を得ます。 |
|------|--|

### 5. 事業の定員、施設の概要

|        |           |              |         |          |
|--------|-----------|--------------|---------|----------|
| 入所者の定員 | I型療養床 78名 | 1人部屋 12室     | 2人部屋 1室 | 4人部屋 16室 |
| 主な設備   | 機能訓練室 1   | 食堂・デイコーナー 11 | 一般浴室 3  | 機械浴室 1   |

### 6. 職員の職種、員数及び職務の内容

| 従業員の職種                  | 員数    | 職務の内容  |
|-------------------------|-------|--|
| 管理者（医師）                 | 1名    | 介護医療院の運営管理、及び従業員の総括管理、指導を行います。                   |
| 医師                      | 2名    | 入所者の診断、治療など日常的な医学管理のほか、保健衛生に関する指導を行います。          |
| 介護支援専門員                 | 1名    | 施設サービス計画の作成、及び入所者やご家族、そのほか医療・福祉サービス等との連絡調整を行います。 |
| 看護職員                    | 14名以上 | 医師の指示に基づき入所者の看護、及び健康管理を行います。                     |
| 介護職員                    | 20名以上 | 入所者の介護、生活援助、及び清潔保持に関する業務を行います。                   |
| 薬剤師                     | 4名以上  | 入所者の薬剤管理や、服薬に関する指導を行います。                         |
| 管理栄養士                   | 2名以上  | 入所者の栄養管理や指導、栄養ケアマネジメントに関する業務を行います。               |
| 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | 6名以上  | 入所者の生活機能の改善、及び自立した日常生活を送れるよう、各種機能訓練を行います。        |
| 診療放射線技師                 | 1名以上  | 入所者の一般撮影、CT、MRIなど画像検査を行います。                      |
| 臨床検査技師                  | 2名以上  | 入所者の臨床検査を行います。                                   |
| 事務職員                    | 2名以上  | 庶務全般、及び介護報酬の請求業務を行います。                           |

7. 施設サービスの内容と利用料  
 (1介護保険給付によるサービス)

| サービスの種類              | 内 容   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
|----------------------|---|---------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--|
| 医 療                  | 利用者さんの病状・心身の状況に応じた医療を提供します。当施設では対応できない医療、もしくは手術や歯科治療などの医療の提供が必要になった場合は、併設の医療機関や、他の医療機関による治療となります。   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 機 能 訓 練              | 利用者さんの生活機能の改善、及び実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために種々の訓練を実施します。  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 看 護 ・ 介 護            | 利用者さんの病状・心身の状況に応じた看護や、医学的管理の下での介護を、適切な技術をもって行います。   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| (入 浴)                | 入浴は週2回あります。病状等に応じ、一般浴又は機械浴の利用となります。入浴ができない方は、タオルで身体をお拭きします。   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| (排 泄)                | 自力での排泄が困難な方は、排泄の自立について必要な援助をします。また、おむつが必要な方は、適切に取替を行います。  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| (そ の 他)              | 日常生活上の着替え、寝たきり防止のための離床、身の回りの整容等のお世話をいたします。  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 夜間勤務等看護              | 夜間は、看護・介護職員2人が勤務します。  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 栄 養 管 理 等            | 管理栄養士による栄養管理を行い、また、栄養ケア計画に基づいて個人個人の栄養状態にあった食事(栄養ケアマネジメント)を提供します。  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| サ ー ビ ス 提 供 体 制      | 全職員の75%以上が常勤としてサービス提供に努めています。   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 基 本 利 用 料<br>(1日につき) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>一 個 室 一</th> <th>一 多 床 室 一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1 7,210円</td> <td>要介護1 8,330円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 8,320円</td> <td>要介護2 9,430円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 10,700円</td> <td>要介護3 11,820円</td> </tr> <tr> <td>要介護4 11,720円</td> <td>要介護4 12,830円</td> </tr> <tr> <td>要介護5 12,630円</td> <td>要介護5 13,750円</td> </tr> </tbody> </table>   | 一 個 室 一 | 一 多 床 室 一 | 要介護1 7,210円 | 要介護1 8,330円 | 要介護2 8,320円 | 要介護2 9,430円 | 要介護3 10,700円 | 要介護3 11,820円 | 要介護4 11,720円 | 要介護4 12,830円 | 要介護5 12,630円 | 要介護5 13,750円 | 厚生労働大臣が定める基準による施設サービス費(基本利用料、及び加算の額)のうち1割、2割、もしくは3割をご負担頂きます。<br>*医療保険適用の場合は別途自己負担額が必要です。 |  |
| 一 個 室 一              | 一 多 床 室 一   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 要介護1 7,210円          | 要介護1 8,330円   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 要介護2 8,320円          | 要介護2 9,430円   |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 要介護3 10,700円         | 要介護3 11,820円  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 要介護4 11,720円         | 要介護4 12,830円  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 要介護5 12,630円         | 要介護5 13,750円  |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |
| 加 算 等                | 以下の通り、より効果的なサービス提供に努めています。<br>初期加算(入所日から起算して30日以内) 300円/1日、療養食加算 60円/1回、感染対策指導管理 60円/1日、褥瘡対策指導管理 60円/1日、褥瘡対策指導管理Ⅱ 100円/月、若年性認知症患者受入加算 1,200円/1日、夜間勤務等看護Ⅳ 70円/1日、退所時指導加算 4,000円/1回、退所時情報提供加算Ⅰ 5,000円/1回、退所時情報提供加算Ⅱ 2,500円/1回、退所前連携加算 5,000円/1回、経口移行加算 280円/1日、経口維持加算Ⅰ 4,000円/1月、経口維持加算Ⅱ 1,000円/1月、医学情報提供Ⅰ 2,200円/1回、医学情報提供Ⅱ 2,900円/1回、初期入所診療管理 2,500円/1回、薬剤管理指導 3,500円/1回(厚生労働大臣が定める特別な薬剤を投与、又は注射が行われている場合は 4,000円)、理学療法 1,230円/1回、作業療法 1,230円/1回、言語聴覚療法 2,030円/1回、摂食機能療法 2,080円/1日、訪問看護指示加算 3,000円/1回、緊急時治療管理 5,180円/1日、サービス提供体制強化加算Ⅲ 60円/1日、科学的介護推進体制加算Ⅰ 400円/月、介護職員等処遇改善加算(サービス費に加算率2.9%を乗じた単位数)<br>例:要介護4の方で1割負担の方で1150円~1500円 |         |           |             |             |             |             |              |              |              |              |              |              |  |  |

## (2) 介護保険給付以外のサービス

| サービスの種類                     | 内 容   | 利 用 料   |
|-----------------------------|---|---|
| 食 事<br><br>(時 間)            | 食事は下記時間より。離床できる方は、食堂をご利用ください。<br><br>朝食 午前 8時から<br>昼食 午後12時から<br>夕食 午後 6時から | 厚生労働大臣が定める食事の基準費用額。<br>1日1,445円です。<br>但し、負担限度額認定者は、認定限度額です。 |
| 居 住 費<br>多床室 (2~4人室)<br>1人室 | 1日437円、1ヶ月約13,000円の費用が掛かります。<br>1日1,728円、1ヶ月約52,000円の費用が掛かります。              | 但し、負担限度額認定者は、認定限度額です。                                       |

\*ご希望の方は、次のサービスを提供いたします。

| サービスの種類 | 内 容  | 利 用 料   |
|---------|--|---------|
| テ レ ビ   | レンタルにて貸出します。   | 1日 110円 |
| そ の 他   | 日常生活に必要な物品など（おむつを除く）。<br>※「入院セット（寝衣、タオル、肌着等のリース）」は外部へ委託しております。<br><br>お問い合わせ先 西日本医療サービス株式会社<br>フリーダイヤル 0800 (170) 5300 | 実費負担です。 |

## 8. 施設のご利用に当たっての留意事項

|             |   |
|-------------|---|
| 身 体 拘 束     | 当施設は、身体拘束を極力行わないようにしております。その為、転倒などやむを得ない事が起きる場合がありますので、ご理解をお願いいたします。    |
| 来 訪 ・ 面 会   | 面会時間は日曜・祝日を除く、13時30分から16時30分（受付16時15分まで）です。<br>※現在、感染症対策の対応のため面会制限中です。  |
| 外 出         | 外出をご希望される方は、必ず主治医の許可が必要です。<br>行き先及び帰院時間等を職員にお知らせください。                   |
| 所 持 品 の 管 理 | ご自身での管理が困難な方は、日用品については職員が対応します。<br>それ以外の物品については、原則ご家族で管理をお願いします。        |
| 飲 酒 ・ 喫 煙   | 飲酒は固くお断りします。喫煙は敷地内全面禁煙とさせていただきます。                                       |
| 迷 惑 行 為 等   | 騒音、金銭の貸借等や、他の利用者の方に迷惑となる行為はご遠慮ください。<br>また、他の方の療養室等にむやみに立ち入らないようにしてください。 |

## 9. 非常災害対策

|         |  |
|---------|--|
| 災 害 対 策 | 別に定める「消防計画」により対応し、年2回以上昼間及び夜間を想定した避難訓練や、地域の実績に即した災害対策訓練を実施します。 |
| 防 災 設 備 | 非常通報装置、自動火災報知機、スプリンクラー等を設置しています。                               |

## 10. 高齢者の虐待防止

|             |  |
|-------------|--|
| 虐待防止のための取組み | 虐待防止のための指針を定め、利用者の安全と人権保護の観点から適正な支援を実施し、虐待の発生、再発防止に努めます。<br>従業者に虐待防止のための研修を行います。 |
| 虐待発見時の対応    | 利用者に対する虐待を発見（疑いを含む）した場合、速やかに必要な措置を講じます。  |

## 11. 事故発生時の対応

|          |  |
|----------|--|
| 事故発生時の対応 | 利用者に対する介護医療院サービスの提供により事故発生した場合、速やかに、ご家族、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、関係法規に従って、誠意を持って賠償を行います。 |
| 再発防止     | 当施設で定めた介護安全管理マニュアルにより、原因解明及び再発防止策を講じます。  |

## 12. 苦情など申立先

|   |                  |  |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
|---|------------------|--|----------------------|---------------|--------------|----------------------|------------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 当施設ご利用相談窓口  | ご利用時間            | 毎週月曜日から金曜日の平日（盆、年末年始を除く）<br>午前8時30分から午後5時    |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
|   | ご利用方法            | 電話（0836）45-2111 内線1205 または、<br>当施設にて面接いたします。 |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
|   | 担当者              | 宇部西リハビリテーション病院看護部長 伊藤 泰枝                     |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
| <p>公的機関として、最寄りの保険者へ申し出ください。</p> <table> <tr> <td>宇部市役所 高齢者総合支援課 介護保険係</td> <td>宇部市常盤町1丁目7番1号</td> <td>0836-34-8396</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市役所 高齢福祉課 介護保険係</td> <td>山陽小野田市日の出1丁目1番1号</td> <td>0836-82-1172</td> </tr> <tr> <td>山口県国民健康保険団体連合会</td> <td>山口市朝田1980番地7</td> <td>083-995-1010</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（苦情相談窓口相談電話）</p> |                  |  | 宇部市役所 高齢者総合支援課 介護保険係 | 宇部市常盤町1丁目7番1号 | 0836-34-8396 | 山陽小野田市役所 高齢福祉課 介護保険係 | 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 | 0836-82-1172 | 山口県国民健康保険団体連合会 | 山口市朝田1980番地7 | 083-995-1010 |
| 宇部市役所 高齢者総合支援課 介護保険係  | 宇部市常盤町1丁目7番1号    | 0836-34-8396                                 |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
| 山陽小野田市役所 高齢福祉課 介護保険係  | 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 | 0836-82-1172                                 |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |
| 山口県国民健康保険団体連合会  | 山口市朝田1980番地7     | 083-995-1010                                 |                      |               |              |                      |                  |              |                |              |              |

2024年12月改定